

食安発 1 1 3 0 第 1 号

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日

各
〔
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

シンガポール向け輸出食用フグの取扱いについて

シンガポール政府より、シンガポール国内の日本料理店において調理従事者が味見によりフグ食中毒にかかったとの報道がなされたことから、今後、シンガポールへフグを輸出する際には、フグを処理した施設を管轄する自治体が発行した衛生証明書の添付が必要である旨の連絡があったところです。

今後、シンガポール向けにフグの輸出を行おうとする者などから申し出があった場合は、別紙の「対シンガポール輸出フグの取扱要領」により対応することとするので、関係営業者への周知と貴殿の特段の御協力をお願いいたします。